

地防第15210号
23.12.21
一部改正 防地地第11625号
令和3年7月1日

北海道防衛局長
東北防衛局長
南関東防衛局長 殿
近畿中部防衛局長
九州防衛局長

地方協力局長

演習場周辺の住宅防音工事に係る工法区分線の設定等要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、演習場周辺の住宅防音工事に係る工法区分線の設定等について（施本施第526号（CFS）。平成11年7月7日）は、廃止する。

添付書類：別紙

住宅防音工事の標準仕方に係る工法区分線の設定等要領

1 工法区分線

(1) 工法区分線の設定

演習場周辺住宅防音事業工事標準仕方書（演習場周辺住宅防音工事の標準仕方について（地防第7671号。24.6.1）の別添）に定めるA工法及びB工法の各適用区域を区分する線（以下「工法区分線」という。）は、84LCDENコンターと重なる住宅の所在状況を勘案して、当該コンターに沿って引くものとする。ただし、当該コンターに沿って、街区、道路、河川等が所在する場合には、これらに即して最小限の修正を行うものとし、これらが所在しない場合には、適当な直線をもって工法区分線を描くものとする。

(2) 設定手続

ア 地方防衛局長は、(1)により引いた工法区分線を表示した図面を基に関係市町村に説明するものとする。この場合において、各地方防衛局企画部長は、あらかじめ、地方協力局地域社会協力総括課長と調整を図るものとする。

イ 地方防衛局長は、アによる関係市町村への説明を了した場合は、地方協力局長に協議した上で、工法区分線を設定するものとする。この場合において、関係市町村の意見があれば、当該意見及びこれに対する地方防衛局長の意見を添えて地方協力局長に協議するものとする。

(3) 工法区分線の変更

地方防衛局長は、工法区分線の設定後、工法区分線と新たに作成された84LCDENコンターとが乖離する場合で必要があると認められるときは、(1)に準じて工法区分線を変更するものとする。

2 住宅防音工事実施済みの住宅の取扱い

B工法により防音工事を実施した住宅がA工法を適用する区域内に所在することとなった場合には、B工法により防音工事を実施した当該住宅の居室について、A工法の範囲内で実施される必要な工事に関し補助することができるものとする。

3 地方協力局長の指示

地方防衛局長は、この要領により難しいものがあるときは、地方協力局長の指示を受けるものとする。